平成２７年（フ）第７４０号
さいたま市西区大字指扇631番地　グリーンパレス指扇Ｂ―101
債務者　中井　　寛
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７６４号
埼玉県朝霞市西弁財１丁目10番21―403号
債務者　嶋田　美子
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３１０号
埼玉県草加市氷川町1338番地１　たけみコーポ203号
債務者　梅木　武男
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３１４号
埼玉県八潮市大字二丁目148番地　エクレール八潮801号室
債務者　算用子正晃
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１２３号
埼玉県深谷市小前田1343番地11　プランタン浅間101号
債務者　高橋美佐子
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１４１号
埼玉県比企郡小川町大字青山767番地２　ブルーマウンテン202号
債務者　日橋　慎司
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１６４号
埼玉県行田市佐間２丁目18番51号
債務者　山川　英夫
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２９５１号
大阪市淀川区三国本町２丁目３番27号
債務者　大野栄一こと　姜　　相文
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４５号
大阪府阪南市石田600番地の６―20棟205号、前住所大阪府阪南市さつき台２丁目３番６号
債務者　首藤　郁枝
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２０７号
大阪府阪南市和泉鳥取963番地の３、前住所大阪府泉南市岡田１丁目37番地の９
債務者　森河　豊行
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３１４号
大阪府和泉市池田下町2866―１、住民票上の住所堺市南区御池台４丁15番５号
債務者　心武館こと　藪　　英平
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３３３号
大阪府岸和田市加守町４丁目23番26号ロンドールビレッジ302号、前住所大阪府岸和田市並松町25番52号
債務者　岩城　貴敦
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３４２号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡南３丁目15番68号
債務者　上田　芳美
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３４７号
大阪府泉佐野市高松東１丁目１番15号いずみさのコーポ三番館３―Ａ、前住所大阪府貝塚市北町32番１号
債務者　髭野　吉昭
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３５２号
大阪府泉南郡熊取町小垣内４丁目937番地の５
債務者　林　　謙憲
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３５３号
大阪府泉佐野市俵屋238番地の４
債務者　川本　滝秀
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３５８号
大阪府岸和田市岡山町420番地の１コートボナールＢ館101号、前住所大阪府岸和田市岡山町780番地の52
債務者　荻谷　弥生
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係